⑩ 山陰	福井県（⑥に掲げる地域を除く。）、滋賀県のうち、北川水系に属する河川の流域（⑥に掲げる地域を除く。）、京都府（⑧に掲げる地域を除く。）、兵庫県のうち、由良川水系に属する河川の流域及び円山川水系に属する河川の流域、島根県のうち、江の川の河口点から、江の川水系に属する河川の流域の西側を経て、広島県との交会点に至る線以東の地域及び江の川の河口点から北西に引いた線以東の島しょ部並びに広島県のうち、江の川水系に属する河川の流域
⑪ 瀬戸内	兵庫県（⑧及び⑩に掲げる地域を除く。）、岡山県、広島県（⑩及び⑫に掲げる地域を除く。）、山口県のうち、黒崎鼻から南南西に引いた線以東の島しょ部、徳島県のうち、鳴門市（吉野川水系に属する河川の流域を除く。）、香川県（⑬に掲げる地域を除く。）及び愛媛県（⑬に掲げる地域を除く。）
⑫ 中国西部	島根県（⑩に掲げる地域を除く。）、広島県のうち、小瀬川水系に属する河川の流域及び山口県（⑪に掲げる地域を除く。）
⑬ 四国南部	徳島県（⑪に掲げる地域を除く。）、香川県のうち、吉野川水系に属する河川の流域、愛媛県のうち、小大崎鼻から西予市と宇和島市との境界線を経て、肱川水系に属する河川の流域との交会点に至る線及び同交会点に至る線以南の地域、仁淀川水系に属する河川の流域、吉野川水系に属する河川の流域並びに宇和島市及び南宇和郡愛南町の島しょ部並びに高知県
⑭ 九州北西部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県（⑮に掲げる地域を除く。）、大分県（⑮に掲げる地域を除く。）、宮崎県のうち、川内川水系に属する河川の流域（⑮に掲げる地域を除く。）及び沖縄県
⑮ 九州南東部	熊本県のうち、大野川水系に属する河川の流域及び大淀川水系に属する河川の流域、五ヶ瀬川水系に属する河川の流域、大分県のうち、大分川水系に属する河川の流域及び大野川水系に属する河川の流域から、大分川水系に属する河川の流域を経て、熊本県との交会点に至る線以南の地域並びに大分川の流域の北側を経て、熊本県との交会点に至る線、以南の島しょ部、宮崎県のうち、北東に引いた線以南の地域（⑭に掲げる地域を除く。）並びに鹿児島県のうち、天降川水系に属する河川の流域の東側を経て、宮崎県との交会点に至る線以東の地域及び佐多岬から東に引いた線以北の島しょ部

○国土交通省告示第八百七十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の三第一項の規定に基づき、想定し得る最大規模の高潮に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示を次のように定める。

平成二十七年七月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

想定し得る最大規模の高潮に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示

第一　想定し得る最大規模の高潮

水防法第十四条の三第一項に規定する想定し得る最大規模の高潮（以下「想定最大規模高潮」という。）は、第二及び第三により定められる想定最大規模高潮に相当するものを定めることが適切と認められる場合は、この限りでない。

第二　気象の基準

想定最大規模高潮において想定する気象の基準は、日本に接近した台風のうち既往最大規模の台風を基本とし、水防法第十四条の三第一項に基づき高潮浸水想定区域を指定する海岸における緯度を考慮して中心気圧を増減し、潮位偏差が最大となるよう経路を設定したものであること。

第三　天文潮の基準

想定最大規模高潮において想定する天文潮の基準は、朔望平均満潮位を基本とし、最大となる潮位偏差と満潮位が重なるよう満潮の時刻を設定したものであること。

附　則

この告示は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

○国土交通省告示第八百七十一号

水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十二条第二項の規定に基づき、雨水出水時における地下街等の利用者の安全な避難を確認する方法を定める告示を次のように定める。

平成二十七年七月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

雨水出水時における地下街等の利用者の安全な避難を確認する方法を定める告示

第一　安全な避難の定義

この告示において「安全な避難」とは、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条の二第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）において避難上支障がある高さまで浸水している又は避難上支障がある流量に達している避難経路上の地点を通過することなく、当該地下街等の利用者の全てが当該地下街等の各部分から地上に避難できることをいう。

第二　安全な避難の確認方法

安全な避難が確保されていることを確認する方法は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　避難の経路として利用する各階における他の階又は地上に通ずる出口（以下単に「出口」という。）ごとに、当該出口付近の浸水の状況を確認できる地点（以下「基準地点」という。）を設定し、次のイで定める時間が口で定める時間を超えないこと。

イ　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該出口を通過しなければ避難することができない者の全てが当該出口を通過するまでに要する時間

ロ　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから浸水により、基準地点における水深が三〇センチメートルに達するまでに要する時間

二　前号に規定する基準地点のほか、各階の避難経路上の基準地点の水深に比べ早期に水深が増大する区域がある場合には、当該区域における浸水の状況を確認できる地点（以下「主要地点」という。）を設定し、次のイで定める時間がロで定める時間を超えないこと。

イ　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該区域を通ならなければ避難することができない者の全てが当該区域を通過するまでに要する時間

ロ　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから浸水により、主要地点における水深が三〇センチメートルに達するまでに要する時間

三　避難の経路として利用する階段ごとに、次のイで定める時間がロで定める時間を超えないこと。

イ　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該階段を通ならなければ避難することができない者の全てが当該階段を通過するまでに要する時間

ロ　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該階段における流量が幅一メートルにつき毎秒〇・一一立方メートルに達するまでに要する時間

第三　避難に要する時間

第二第一号イ、第二号イ及び第三号イに規定する時間の算出方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　当該地下街等の利用者数が最大となる時間帯の利用者数を用いることとし、当該地下街等における利用者の分布状況等は当該地下街等の利用の実情を考慮すること。

二　当該地下街等の所有者又は管理者が当該地下街等の浸水する恐れを認知してから当該地下街等の利用者が避難を開始するまでに要する時間を考慮すること。

三　避難上支障のない経路を歩行により避難することとし、浸水区間における避難は歩行速度が減少することを考慮すること。

四　当該地下街等の利用者が各出口を通過する際に当該出口前に滞留が生じることを考慮すること。